

|   |   |   |
|---|---|---|
| 木 | 婦 | E |
|   |   | Ⅲ |
|   |   | 1 |

木、婦人、少年、少

才5・才6議題関係参考資料

農村へき地における教育に関する参考資料

わが国における退職年令および年金制度の現状





# I 農村へき地における教育に関する参考資料

## 1. 高等学校進学率

(単位：%)

|      | 36年度 |      |      | 37年度 |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 男    | 女    | 計    | 男    | 女    | 計    |
| 全 国  | 63.8 | 60.7 | 62.3 | 65.5 | 62.5 | 64.0 |
| 農林漁家 | —    | —    | 54.3 | 61.3 | 61.9 | 61.6 |

(註) 全国の率は、文部省「学校基本調査」により、農林漁家の率は、農林省の調査による。

## 2. 通信教育

### ○学校数および受講者数

#### (1) 高等学校通信教育

(昭和36年度)

| 区 分 | 学 校 |     | 在 籍 者 |       |       |
|-----|-----|-----|-------|-------|-------|
|     | 実施校 | 協力校 | 計     | 男     | 女     |
| 総 数 | 68  | 384 | 72047 | 45764 | 26283 |
| 公 立 | 66  | 384 | 71637 | 45447 | 26190 |
| 私 立 | 2   | —   | 410   | 317   | 93    |

文部省「学校基本調査報告書」

(註) 協力校とは、高等学校通信教育規程才4条により実施校の行なう通信教育に協力することを指定された高等学校である。

#### (2) 大学通信教育

(昭和36年度)

| 区 分 | 学 校 | 学 生   |       |       |
|-----|-----|-------|-------|-------|
|     |     | 計     | 男     | 女     |
| 総 数 | 12  | 80876 | 58573 | 22303 |
| 大 学 | 8   | 74915 | 54913 | 20002 |
| 短 大 | 4   | 5961  | 3660  | 2301  |

同 上

## ○通信教育に関する現行法抜粋

### △学校教育法

才45条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

② 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

才45条の二 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で文部大臣の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履習とみなすことができる。

才46条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、4年以上とする。

才54条の2 大学は通信による教育を行なうことができる。

### △高等学校通信教育規程

才2条 高等学校は、当該高等学校の存する都道府県の区域内に住所を有する者に対して、通信教育を行うことができる。

才4条 実施校を設置する地方公共団体の教育委員会は、当該地方公共団体の設置する当該実施校以外の高等学校を、当該実施校の行う通信教育について協力させる高等学校（中略）として指定することができる。

○放送利用の通信教育（38年度開校、NHK）

名 称：日本放送協会学園高等学校

開 校：昭和38年4月1日才1学年開校

年 限：4年

取得資格：高等学校普通科の卒業資格

所 在 地：本校を東京都北多摩郡に設け、漸次各県に1

校ずつの協力校（既存の高校に依頼）を作つていく。

学習方法：一般の通信教育と原則的には大差がないが、従来の印刷物の代わりに、ラジオ・テレビ等の視聴覚教育を主眼とすることに特色がある。受講者は、週日の夜間と日曜の昼間のラジオ・テレビ放送を視聴することと、年間最低20日間のスクーリングに出席することによつて、高校の全教科が修得できるように仕組まれている。

定 員：1学年5,000人 全学20,000人

応募状況：2月20日現在まだ募集中なので（受付期間

2月1日～3月21日）、正確なものはつかめないが、

職業を持つ青少年が圧倒的に多く、家庭の主婦の応募もめだつている。願書の申請者は社会の各層に分散しているが、今年度は協力校設置不能のためか、本校に近い東京近辺の住民にかたよつている。

### 3. 婦人学級

#### ○開設者別学級数と学級生数（昭和36年度）

|                 | 計       | 文部省委属  | 都道府県委属 | 市町村教委   | 公民館     |
|-----------------|---------|--------|--------|---------|---------|
| 学 級 数           | 31123   | 1454   | 435    | 6144    | 6971    |
| (%)             | (100%)  | (47%)  | (15%)  | (19.7%) | (22.4%) |
| 学 級 生 数         | 2452386 | 154416 | 42265  | 512661  | 621522  |
| (%)             | (100%)  | (6.4%) | (1.7%) | (20.9%) | (25.3%) |
| 学級生数平均<br>(1学級) | 79      | 106    | 97     | 83      | 89      |

| 婦人団体    | 婦人有志   | その他    |
|---------|--------|--------|
| 12300   | 2274   | 1545   |
| (39.5%) | (7.3%) | (4.9%) |
| 888300  | 85870  | 147354 |
| (36.2%) | (3.5%) | (6.0%) |
| 72      | 38     | 95     |

#### 文部省「婦人教育の現状」

#### ○1年間の学習時間

11時間～30時間-----全体の50.3%

40時間以上-----全体の40.3%

○経費財源

|       |     |
|-------|-----|
| 市町村負担 | 41% |
| 婦人会負担 | 21% |
| 学級生負担 | 15% |
| 寄付他   | 7%  |
| 国 費   | 13% |
| 都道府県費 | 3%  |

○文部省委嘱婦人学級（昭和36年度）

婦人学級数： 1454

学 級 生 数： 154416

（1学級あたり平均106人）

1) 開設期間別学級数比

通年開設 82%

季節開設 18%

2) 開設地域の類型別学級数

|   | 農 村 | 山 村 | 漁 村 | 都市住<br>宅街 | 都市商<br>店街 | 混合型 | その他 | 計   |
|---|-----|-----|-----|-----------|-----------|-----|-----|-----|
| % | 50  | 4   | 2   | 7         | 3         | 29  | 5   | 100 |

文部省「婦人教育の現状」

○NHK婦人学級

グループ数：約 12000

参 加 人 員：約 160000

放送開始：昭和34年1月

学級方法：週2回のラジオ放送と週3回のテレビ放送

(いずれも再放送を含む)を利用するたてまえの話  
しあいと学習のための自主的グループを全国各地に  
作らせる。放送は3カ月に1つのテーマをもとに学  
習の材料を提供する。各グループの研究活動はまっ  
たく自由だが、地域的にまとまり、研究成果を発表  
し合う地方大会なども各地で行なわれている。

#### 4. ラジオ・テレビの普及率

##### ラジオ

(1962年2月 経済企画庁調べ)

|     | 調査世帯 | 所有世帯 |      |     | 1戸当平均<br>所有台数 |
|-----|------|------|------|-----|---------------|
|     |      | 1台   | 2台以上 | 計   |               |
| 都市部 | 100% | 71%  | 11%  | 83% | 0.96          |
| 農村部 | 100  | 76   | 3    | 79  | 0.83          |

##### テレビ

|     | 調査世帯 | 所有世帯 |      |     | 1戸当平均<br>所有台数 |
|-----|------|------|------|-----|---------------|
|     |      | 1台   | 2台以上 | 計   |               |
| 都市部 | 100% | 77%  | 3%   | 79% | 0.82          |
| 農村部 | 100  | 49   | 0.1  | 49  | 0.49          |

#### 5. へき地教育

○日本には、へき地教育振興法(1954年)というもの  
があり、都道府県が文部省令の定める一定の基準に従い、  
交通条件、自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない

山間地、離島等にある公立の小、中学校を「へき地学校」と指定し、市町村とともに、国の補助のもとに、教育設備と教員の確保等、教育環境育成のために努めるべきことを規定している。

# ○おもな対策

1) 複式教育の教員養成

2) 複式学級用教科書編集

3) 教員の確保

(へき地手当と宿舎の供与)

4) 視聴覚教材の充実

(テレビ受像機、映写機等)

5) 無電灯地区の発電設備作成

6) 通学用スクールバス、スクールボート作成

7) 要保護児童の寄宿舎作成

(家がとくに遠い場合、家が極度に貧困の場合)

8) へき地集会室建造

(公会堂の機能も兼ねさせる)

# ○現状

へき地学校数(1962年5月1日現在)

|        | 小学校     | 中学校     |
|--------|---------|---------|
| 学 校 数  | 6,354   | 2,552   |
| 児童・生徒数 | 709,196 | 318,260 |
| 教 員 数  | 31,423  | 16,154  |

文部省「学校基本調査」

かつては長欠児童の比較的多かつたへき地も、現在は、学校統合、児童寄宿舍の完備、スクールバス・ボートの購入等によつて、長欠児の数が減少の傾向にある。

#### ○へき地教育振興法抜粋

才2条 この法律において「へき地学校」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校をいう。

才3条 市町村は、へき地における教育の振興を図るため、当該地方の必要に応じ、左に掲げる事務を行う。

一 へき地学校の教材、教具等の整備、へき地学校に勤務する教員の研修その他へき地における教育の内容を充実するため必要な措置を講ずること。

二 へき地学校に勤務する教員及び職員のための住宅の建築、あつ旋その他福利厚生のため必要な措置を講ずること。

三 へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするため必要な措置を講ずること。

才4条 都道府県は、-----左に掲げる事務を行う。

一 へき地学校に勤務する教員の養成施設を設けること。

2. 都道府県は、へき地学校に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の考慮を払わなければならない。

才5条の二 都道府県は、条例で定めるところにより、へき地学校に勤務する教員及び職員に対して、へき地手当を支給しなければならない。

才5条の三

2 へき地手当に関するへき地学校の級別は、へき地学校の所在地のへき地条件の程度の軽重に応じ、1級から5級までとし、その級別指定の基準は文部省令で定める。

才6条 国は、市町村が行う-----事務に要する経費-----について、その二分の一を補助する。

2. 国は、都道府県が行う-----事務に要する経費について、その二分の一を補助する。

○へき地教育に対する民間団体の援助

教育設備助成会（財団法人 1960年設立）

この会は、朝日新聞社の協力のもとに、寄付を集めるほか50数社の生産会社と提携し、全国のPTAの活動をまづてへき地教育の資金を集めるという「教育設備助成運動」を行なっている。

運動方法

- 1) この運動に協賛している50数社の参加商品についている協賛マークを集め、PTAごとにまとめて助成会を通じて会社へ送る。
- 2) それに対して会社は商品の定価のおよそ1パーセントにあたる市場調査費をPTAに支払う。
- 3) PTAではこれで自分の学校のための教育設備品を買う。
- 4) このときまた、設備品を扱っている会社が代金の1割をへき地学校教育設備助成資金として割りもどす。

#### 運動状況

2月15日現在、この運動に参加しているのは、全国小・中・高校約7,500校、460万世帯を数え、1200万円相当分のマークを協賛会社を送っている。従つて、この1割に当る120万円が、メーカーの割戻しによつて自動的にへき地校の資金にくり入れられることになっている。会としては、これを永続的に発展させ、やがては毎年地方公共団体の負担分位の金額を生み出すことを目標としている。

## Ⅱ わが国における退職年令及び年金制度に関する現状

### 1. 退職年令

○わが国においては、国家公務員、地方公務員には、特に法律で定められた退職年令はない。裁判官は裁判所法により最高裁70才、高裁、地裁、家裁65才、簡裁70才と定められている。又検察官は、検察庁法により検事総長65才、検察官63才となつてゐるが、何れも性別による差別はない。

○私企業においては、多くの場合個々の労働協約、就業規則中に退職年令が定められているが、日経連の行なつた1961年3月における379社についての実態調査によれば定年退職制度のない事業所は極めて少なく(3.4%)、定年を定めているものの中では、一律定年制が72.1%、男女別定年制が20.2%であり、男女に定年の差をつけるものは少ないが、前回の調査(1958、16.4%)と比べるとやや増加の傾向にある。一律定年制の中では、「55才」が圧倒的に多く88.6%、次いで「60才」が5.5%となつてゐる。また、男女別定年制のものの中では、「男子55才女子50才」の組合わせが約半数をしめ、一般に女子は男子より定年年令が低い。その他、性別によらない職能別の定年制もある。近年の傾向として注目すべきことは

定年延長の問題であり、最近5年間に定年を多少なりとも延長したことがあるものが10.7%ある。これには、一定職種あるいは地位についてのみ部分的に延長したもの(6.6%)と、全従業員につき一般的に延長したもの(4.1%)とがあるが、前者の対象となつたものは女子が多く、後者の内容は「55才から57～60才まで」が多い。

## 2. 年金制度

### ○公的年金

| 年金の種類          | 適用年令                               | 被保険者期間            | 適用者数                   | 備考                    |
|----------------|------------------------------------|-------------------|------------------------|-----------------------|
| 厚生年金保険<br>老令年金 | 男 60才以上<br>女 55才以上                 | 20年<br>"          | (A)<br>14709806        |                       |
| 船員保険老令年金       | 55才以上                              | 15年               | 224816                 |                       |
| 普通恩給           | 45～50才 5割<br>50～55才 7割<br>55才以上 全額 | 文官17年<br>警察職員12年  | 616535                 | 昭和34年10月1日以前に退職した者の分額 |
| 国家公務員共済組合退職給付  | 55才以上                              | 一般職20年<br>警察職員15年 | 1035394                |                       |
| 国民年金老令年金       | 65才以上                              | 25年               | 20419802 <sup>1)</sup> |                       |
| " 老令福祉年金       | 70才以上                              | 30年               | 2339283 <sup>2)</sup>  |                       |

註 適用者数は、1962年3月末現在、厚生白書。

但し、1)は1963年1月末、2)は1962年12月末。

## ○年金に関する現行法抜粋

### △厚生年金保険法

才42条 老令年金は、被保険者又は被保険者であつた者が左の各号の一に該当する場合に、その者に支給する。

1. 被保険者期間が20年以上である者が、60才（才三種被保険者としての被保険者期間が20年以上である者及び女子については、55才。この条において以下同じ。）に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして60才に達したとき。

### △船員保険法

才34条 左の各号の一に該当する者が55才に達したる後被保険者の資格を喪失し又は被保険者の資格を喪失したる後被保険者と為ることなくして55才に達したるときは老令年金を支給す。

1. 15年以上被保険者たりし者

### △恩給法

才45条 公務員所定の年数在職し退職したるときは之に普通恩給又は一時恩給を給す

才58条の3 普通恩給は之を受くる者45才に満つる

月迄は其の全額、45才に満つる月の翌月より50才に満つる月迄は其の10分の5、50才に満つる月の翌月より55才に満つる月迄は其の10分の3を停止す

才60条 文官在職年17年以上にして退職したるときは之に普通恩給を給す

才63条 警察監獄職員在職年12年以上にして退職したときは之に普通恩給を給す

#### △国家公務員共済組合法

才76条 組合員期間が20年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

才77条 退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、退職年金の支給を停止する。

2. 退職年金は、前項の規定による場合のほか、これを受ける権利を有する者が55才未満であるときは、55才未満である間、その支給を停止する。

#### 同 附 則

才13の2 警察職員等であつた期間が15年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

#### △国民年金法

第26条 老令年金は、保険料納付済期間、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間又は保険料免除期間が25年以上である者が65才に達したときに、その者に支給する。

(ただし、大正5年〔1916年〕4月1日以前に生れた者が70才に達した時は、第26条に定める老令年金の支給要件に該当しない場合にも、一定の要件を満たしていれば、これに該当する者とみなして、その者に老令年金を支給する。この年金は老令福祉年金と称し、年額12,000円と定められている。)

#### △通算年金通則法

第2条 この法律において、「通算老令年金」又は「通算退職年金」とは、各公的年金制度が、当該制度の被保険者又は組合員であつた者で、当該制度において定める老令年金又は退職年金の支給要件を満たしていないが、各公的年金制度に係る通算対象期間を合算して一定の要件に該当するか、他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老令・退職年金給付を受けるに必要な資格期間に相当する期間以上であるか、又は他の制度における老令・退職年金給付

を受けることができるものに対して、老令又は退職を支給事由として行なう年金たる給付をいう。

〔註〕上文中の「公的年金制度」とは、次の法律に定める年金制度をいう。

1. 国民年金法 (昭和34年法律第141号)
2. 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号)
3. 船員保険法 (昭和14年法律第73号)
4. 国家公務員共済組合法  
(昭和33年法律第128号)
5. 地方公務員共済組合法  
(昭和37年法律第152号)
6. 私立学校教職員共済組合法  
(昭和28年法律第245号)
7. 公共企業体職員等共済組合法  
(昭和31年法律第134号)
8. 農林漁業団体職員共済組合法  
(昭和33年法律第99号)

#### ○私企業を行なう退職年金制度

##### 普及状況

民間企業の退職年金制度の普及状況は、国民年金制度の発足などもあつて、最近とみに目ざましく、37年末で4

〇〇社程度の企業体がこの制度を採用していると考えられる。(日本団体生命調べ) この大半が500人以上の企業であり、長期的に安定している大企業が多く採用しているといえる。この制度には、経費の全額を会社が負担する無拠出制と労使が共同で負担する拠出制とがあるが、拠出制がふえる傾向にある。

### 制度の意義

#### (1)退職金の分割払としての意義

退職後の生活保障の点では、一時金よりは、年々一定金額ずつ支給する方が機能的にすぐれているし、総額においても有利である。

#### (2)企業経営上の意義

賃金水準の上昇によつて、退職の額が莫大となりつつある現在、これを一度に支給するよりは、少しずつ出して残額を企業の運営資金に使う方が有利である。

#### (3)社会保障制度に対するの補充的意味

公的年金の支給額が、老後の最低生活費にも達しないほど僅少であることから、何らかの補足が必要である。

### 実 態

(1)退職年金は二つに大別できる。

{ 終身年金 ----- 全体の 22% (総理府調べ)  
 { 有期年金

本来は終身年金がのぞましいのだが、わが国では退職金分割払という性格を強くもっていることと、経費が高くつくことなどから、5年とか10年に限るものが多い。

## (2) 退職金との関係

本制度を採用している企業では、すべて退職金制度をもっているが、両者の関係は次のようになっている。

|   |                               |   |     |
|---|-------------------------------|---|-----|
| { | 二本建制 (退職金のほかに年金を併給)           | — | 77% |
|   | 分割払制 (希望により退職金の一部または全部を年金にする) | — | 22% |
|   | 一本建制 (年金のみ)                   | — | 1%  |

## (3) 受給資格

退職金の場合よりも長期の勤続 (25年、30年以上など)、また、定年退職者とか年令50才以上とか55才以上というような要件が補足されている。